

計画の基本的な考え方・計画策定の進め方

1. 計画の位置付け

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条第 1 項に基づき策定
- 「千葉県 D V 防止・被害者支援基本計画」等の関連する計画との整合を図り策定

2. 計画期間

- **3年間**（令和 6 年度から令和 8 年度まで）

3. 策定の進め方

- 計画は、検討会議での意見等を参考にして県が策定

時期（予定）	主な作業内容（予定）
1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回検討会議開催 ・委員の意見を反映して原案修正 ・ 関係各課に原案の修正依頼
1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原案の修正
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各課への照会
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント実施 ・ 市町村への意見照会
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案策定 ・ 第 3 回検討会議開催 ・ 計画の決定、公表